

金沢市で被災された方が、石川県内で住まいを再建した場合、再建方法に応じて受けられる支援が異なります。ご自身が受けられる支援をご確認ください。

自宅が半壊以上の被害を受けた

はい

いいえ

敷地被害解体世帯として、被災者生活再建支援金を受給した

はい

いいえ

みなし仮設住宅、公営住宅(目的外使用)を供与期間中に退去した

はい

いいえ

住宅の再建方法に応じた支援をご案内します

ご案内の対象外

自宅を修理・再建した方

民間賃貸住宅に入居した方

公営住宅に入居した方

裏面をご覧ください

①引っ越し時の転居費用を助成 一律10万円

市に申請



裏面をご覧ください

②民間賃貸住宅への入居費を助成
一律20万円

市に申請



裏面をご覧ください

③公営住宅への入居費を助成
一律10万円

市に申請



④被災者生活再建支援金
最大300万円

基礎支援金
最大100万円

加算支援金
最大200万円
※公営住宅は対象外

市に申請



⑤住宅ローンの利子を助成
最大300万円

県に申請



⑥二重ローンの負担軽減
最大50万円

県に申請



問い合わせ先

金沢市役所 都市整備局 住宅政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL:076-220-2553 FAX:076-261-3366

① 引っ越し時の転居費用助成

みなし仮設住宅や公営住宅(目的外使用)、親戚宅等から恒久的な住まい(自宅、民間賃貸住宅、公営住宅)への転居の際の引っ越し費用を助成します



支援対象	次のいずれかを満たし、みなし仮設や公営住宅、親戚宅等から県内の恒久的な住まいへ転居する世帯 ① 半壊以上の被災をした世帯 ② 敷地被害解体、長期避難世帯 ③ みなし仮設住宅、公営住宅(目的外使用)から供与期間内に退去した世帯
支援額	一律10万円 ※みなし仮設住宅を二者契約に切り替えた場合など、引っ越しを伴わない場合は対象とはなりません。
申請期限	入居日から6か月以内 (令和6年12月31日までに転居した方は、令和7年5月31日まで)

② 民間賃貸住宅への入居費用助成

民間賃貸住宅に入居した際の敷金・礼金などの初期費用相当額を助成します



支援対象	次のいずれかを満たし、県内の民間賃貸住宅に入居する世帯 ① 半壊以上の被災をした世帯 ② 敷地被害解体、長期避難世帯 ③ みなし仮設住宅、公営住宅(目的外使用)から供与期間内に退去した世帯
支援額	一律20万円 ※みなし仮設住宅を二者契約に切り替えた場合も対象になります。
申請期限	入居日から6か月以内 (令和6年12月31日までに入居した方は、令和7年5月31日まで)

③ 公営住宅への入居費用助成

公営住宅に入居した際の照明・コンロなどの初期設備費用相当額を助成します



支援対象	次のいずれかを満たし、県内の公営住宅に入居する世帯 ① 半壊以上の被災をした世帯 ② 敷地被害解体、長期避難世帯 ③ みなし仮設住宅、公営住宅(目的外使用)から供与期間内に退去した世帯
支援額	一律10万円 ※目的外使用として入居している世帯が通常入居に切り替えた場合も適用されます。
申請期限	入居日から6か月以内 (令和6年12月31日までに入居した方は、令和7年5月31日まで)